

# 専任の主任技術者による兼任が認められる例

(建設業法施行令 第27条第2項)

前項に規定する建設工事のうち①密接な関係のある二以上の建設工事を同一の建設業者が②同一の場所又は近接した場所において施工するものについては、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができる。

## ➡ 当面の取扱

- ①工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は**施工にあたり相互に調整を要する工事**であって、  
②**工事現場の相互の間隔が10km程度**の近接した場所において施工されるものについて、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができる。
- 同一の主任技術者が管理することができる工事の数は、専任が必要な工事を含む場合は、原則2件程度とする。

## ●専任の主任技術者による兼任が認められる例



国土交通省作成資料抜粋

\* 相当の部分の工事を同一の下請け業者で施工し、相互に工程調整を要するもの  
・2つの現場の資材を一括で調達し、相互に工程調整を要するもの

# 監理技術者等及び現場代理人の兼任条件

【R7.2改正】

## 主任技術者又は監理技術者が複数工事を兼任できる主な条件

兼任する工事の技術者要件	全て非専任工事の場合	条件なしで兼任可。
	専任工事を含む場合	①近接関連工事の場合の兼任(建設業法施行令第27条第2項) 近接関連工事(※)であり、かつ2件程度まで。(監理技術者を配置する工事には適用不可)
		②ICT活用による複数の専任工事の兼任(建設業法第26条第3項第1号) 建設業法第26条第3項第1号に規定する要件を満たす工事であり、2件まで。
	③監理技術者補佐の配置による複数の専任工事の兼任(建設業法第26条第3項第2号) 全ての工事に監理技術者補佐を配置する等の要件を満たす工事であり、2件まで。 (主任技術者を配置する工事には適用不可)	

## 現場代理人が複数工事を兼任できる主な条件

件数	2件まで。	
発注者	京丹後市、京都府、国及び地方公共団体等の発注に限る (京丹後市以外の発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼任を了解している事)	
現場代理人	兼任するいずれかの現場に駐在すること。	
連絡員	兼任する市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。 (連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマン、一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。)	
兼任する工事の現場代理人要件	全て非専任工事の場合	同一土木事務所管内であり、かつ当初請負金額の合計が4,500万円(建築一式工事は9,000万円)未満の工事であること。
	専任工事を含む場合	近接関連工事(※)であること。

(※) 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する工事

詳細は「建設工事と技術者の配置について」参照